

別添

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成18年9月29日
2. 認定事業者名 スカイマークエアラインズ株式会社

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

スカイマークエアラインズ株式会社は平成8年に定期航空運送事業を事業の目的として設立し、平成10年7月に定期航空運送事業免許を取得し、平成10年9月19日、羽田＝福岡線に就航した(3往復/日)。

その後、航空機の導入、運航体制の整備を図り、現在(9月8日現点)では、航空機9機(B767型機6機、B737型機3機)による羽田＝福岡(10往復/日)、羽田＝神戸(8往復/日)、羽田＝新千歳(9往復/日)、羽田＝那覇線(1往復/日)の定期運航をしている(合計28往復/日)。

事業の基盤である使用航空機は、事業開始当初は航空機リースによりB767型(中型機)を中核として航空機の導入を進めていたが、航空機に係る技術革新、世界の航空機需要の変化に伴う航空機供給市場の変動等により、平成16年3月には、航空機性能の向上(信頼性、経済性等)、将来性等を勘案し、平成23年までの間に現在使用しているB767型機をすべて新世代機と呼ばれるB737-800型機に転換する方針としていた。

しかしながら、昨今の原油価格の高騰による航空燃料の負担の急激な増加等により、構造的に運航コストの上昇を回避することが困難と判断した結果、機動的な自己資本の増強によって財務体質の強化を図るとともに、前述の航空機の転換計画の進捗を早め、事業構造基盤の質的転換を促進し、将来の環境への適応力を早期に実現することとした。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、自己資本当期純利益率は、平成18年3月期に比べて平成22年3月期で16.1%向上させる。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

航空運送事業

②選定理由

スカイマークエアラインズ社は昨年度の運航路線合計で約230万人の搭乗者があり、今後も上記4路線を中心に旅客の運送を行っていくため、当該事業の再構築が同社の企業価値向上に資するものであることから、中核的事業である。

③事業再構築に係る事業の内容

増資により財務体質の強化を行うとともに、平成21年8月までにB767型機(6機)を新世代機と呼ばれるB737-800型機(6機)に転換することとし、事業構造基盤の質的転換を促進し、将来の環境への適応力を早期に実現する。

- (2) 事業再構築を行う場所の住所
東京都港区浜松町1-30-5
- (3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり
- (4) 事業再構築の開始時期及び終了時期
開始時期 平成18年9月
終了時期 平成21年8月
- (5) 事業再構築に伴う労務に関する事項
- ①事業再構築の開始時期の従業員数（平成18年9月末見込）
982人
- ②事業再構築の終了時期の従業員数
1,002人
- ③事業再構築に充てる予定の従業員数
1,002人
- ④ ③中、新規に採用される従業員数
200人
- ⑤事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数
0人

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	増資前資本金額：4,014百万円 増加する資本金：1,859百万円 （資本準備金：1,859百万円） 増資の方法：新株予約権証券（第三者割当） 発行による増資 増資の時期：平成18年9月～平成21年8月 （コミットメント契約行使期間）	租税特別措置法第80条の2（認定事業再構築計画に基づき行う登記の税率の軽減）
事業革新		
第2条第2項第2号ハ	現在のB767-300（6機）をB737-800（6機）による運航に変更することにより、平成21年度には一座席当たりの運航コストを16.1%低減する。	